

岩保年第96号
平成29年5月9日

岩出市内 医科・歯科・調剤薬局
代表者 各位

岩出市長 中 芝 正 幸
(公 印 省 略)

岩出市「小・中学生の通院に係る子ども医療費一部現物給付化」の実施
について (お知らせ)

平素は、岩出市保健医療行政に格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、以前に通知しましたとおり、標題の件について、岩出市内におきまして、平成29年8月診療分から窓口で1割分のみを支払う「現物給付」で実施することに決定いたしました。

つきましては、実施についてご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、子ども医療費一部現物給付化に関する内容についての資料を同封させていただきますので、ご覧くださいますようお願いいたします。(別添資料については、各レセプトコンピューター会社あてにも送付することを申し添えます。)

なお、現物給付化にあたり、医療機関等の皆さまには急な対応をお願いするため、現物給付への移行期間(平成29年8月～平成30年3月)を設けておりますので、ご多忙の折恐縮ですが、別添回答用紙に移行可能月をご記入の上、5月24日(水)までにご回答くださいますようお願いいたします。

※受給資格証の様式・色などは決まり次第追ってお知らせします。

岩出市役所 保険年金課
高橋
TEL 0736-62-2141 (内線 176)
FAX 0736-63-0075
E-mail h-nenkin@city.iwade.lg.jp

岩出市「小・中学生の通院に係る子ども医療費一部現物給付化」について

岩出市では、現在、小・中学生の通院に係る医療費について、一部負担金のうち「3分の2」を償還払い（支給申請後に支給）により助成していますが、支給申請の手間を解消し対象者の利便性の向上を図るため、平成29年8月診療分から一部現物給付化を実施することになりました。

1 実施内容

(1) 開始時期 平成29年8月診療分から

※移行期間：平成29年8月～平成30年3月（平成30年4月から本格実施）

後日、各医療機関等の移行可能な月を調査します

(2) 対象者

①岩出市に住民登録があり、各種医療保険に加入している中学卒業までの児童。
（法令により国や地方自治体に医療費全体を負担されている児童を除く。）

②対象人数

小・中学生 全体 約4,500人（内、国保 約700人）

(3) 受給者証の交付

①現在、申請により「子ども医療費受給資格証」（入院時のみ：ピンク色）を交付しているが、新たに小・中学生通院用の「子ども医療費受給資格証」を対象者全員に交付する。（現行のピンク以外の色。デザインが決定次第お知らせします。）

*交付対象外の方

- ・ひとり親家庭等医療費受給資格者証（黄色）対象者
- ・重度心身障害児者医療費受給者証（白色）対象者

小中学生通院子ども医療より優先されるため交付対象外

参考：子ども医療費受給資格証（未就学児）：ピンク色

②公費負担者番号

就学前から中学生まで同一番号とする。（81300170）

③受給者番号

小中学生：4△△△△△△（4から始まる7桁）

就学前：上記以外

④有効期間

15歳年齢到達の年度末（中学3年生）まで（小学生は6年生の年度末まで。中学就学時に新たに15歳年齢到達の年度末までの受給者証を交付する）。

(4) 受給者証の使用（通院が現物給付となる場合）

①当面は、岩出市内の取扱医療機関等（医科・歯科・調剤）で実施する。

- ②取扱医療機関以外で受診した場合や受給資格証未提示の場合は、医療機関等の窓口でいったん負担額（3割）を支払い、後日「償還払い」の処理とする。
- ③他の公費（自立支援医療、小児慢性特定疾患等）と子ども医療との併用は行えない（他公費優先）。※対象者には後日「償還払い」の処理とする。
- ④通院で高額療養費が発生する場合（負担限度額適用認定証の提示があった場合または提示がなくても保険点数 26,700 点を超える場合）は、通院の子ども医療は使用不可です（通常通り保険請求してください）。

※負担限度額適用認定証の提示があり、当初は少額のため子ども医療を使っていたが、数回目の診療により高額療養費（または負担限度額適用認定証の提示がなくても保険点数が 26,700 点を超えたとき）が発生した場合、それまでに使用した子ども医療の分も含め精算（自己負担相当分を本人から受領）してください。

（5）一部負担金額への記載

- ①就学前の入・通院及び小・中学生の入院については、従来どおり全額助成のため記載は不要。
- ②小・中学生の通院については、負担金額欄に費用額の「1割」を記載する（円単位）。

2 請求方法等について

- 伝送、磁気媒体、紙のいずれの場合でも可能。
- 請求書への集計は、小・中学生以外（未就学児）のレセプトを混在させても可能。
- レセプトへの記載方法。（次ページの記載例参照）

3 その他

- ①レセプトコンピューター改修内容等は市役所からレセコン会社に直接お知らせする。
- ②小中学生通院の受給資格証の様式等詳細は、決定次第追って文書でお知らせする。

小・中学生の通院に係る診療報酬明細書記載例

[高額療養費未発生レセプト事例]

※通院で高額療養費発生レセプトは子ども医療は使えません（償還払いで対応します）

事例1 窓口で限度額認定証提示なし

—			
公負①	81300170	公受①	4999999
公負②			

療養の給付	保険	請求	※決定	負担金額
		300点		円
	①	300点	点	300円
②		点	点	点

子ども医療の一部負担金（子ども医療の費用額の1割）を記載
※ 1円単位の記載

- ・本人に請求する額 300円
- ・子ども医療へ請求する額 600円

事例2 窓口で限度額認定証提示あり

—			
公負①	81300170	公受①	4999999
公負②			

特記事項	28区ウ
------	------

療養の給付	保険	請求	※決定	負担金額
		300点		円
	①	300点	点	300円
②		点	点	点

子ども医療の一部負担金（子ども医療の費用額の1割）を記載
※ 1円単位の記載

- ・本人に請求する額 300円
- ・子ども医療へ請求する額 600円

[高額療養費発生レセプト事例]

事例1 窓口で限度額認定証提示あり (※子ども医療は使用しない)

—			
公負①		公受①	
公負②			

特 記 事 項	28区ウ
------------------	------

療 養 の 給 付	保 険	請求 50,000点	※決定	負担金額 82,430円
①		点	点	円
②		点	点	点

- ・本人に請求する額 82,430円
- ・子ども医療へ請求する額 0円

事例2 窓口で限度額認定証提示なし (保険点数26,700点を超える場合)

—			
公負①		公受①	
公負②			

特 記 事 項	
------------------	--

療 養 の 給 付	保 険	請求 50,000点	※決定	負担金額 円
①		点	点	円
②		点	点	点

- ・本人に請求する額 150,000円
- ・子ども医療へ請求する額 0円

26,700点を超える場合 (高額療養費対象)
 …子ども医療併用不可。(償還払い対応)
 26,700点以下
 …子ども医療併用可。

岩出市小中学生通院子ども医療の現物給付化に関するQ&A

Q 移行期間が設けられているため、岩出市小中学生の子ども医療通院の現物給付を取り扱っている医療機関等と取り扱っていない医療機関等が混在することになりますが、そのことの対象者への周知はどのように行うのですか？

A 取り扱っている医療機関名を、受給資格証送付時に対象者にお知らせします。また、取扱い可能な医療機関等には、対象者がわかりやすいような表示を窓口に掲示していただく（岩出市小中学生外来子ども医療が使えるとわかるポスターのようなものを配布する）ことを考えています。

Q 患者さんから1割負担を取らず全額子ども医療に請求してしまいました。その場合どうなりますか。

A 岩出市は小中学生の外来は1割負担になっていますので、過誤返戻にに応じていただくこととなります。なお、平成30年5月審査分以降は、レセプトは返戻扱いとさせていただきますので、窓口では十分ご注意ください。

Q 周辺市町村は、子ども医療は無料化されている。岩出市と他市町村と取扱いが違うのでややこしい。

A 混乱を避けるため、まずは岩出市内の医療機関から現物給付をスタートします。また、受給資格証を一目みて岩出市は自己負担が「1割」であることなどがわかりやすいように工夫を凝らしたいと考えています。

Q 現物給付スタートは平成29年8月診療分からということですが、月遅れで平成29年7月診療分を請求する場合、2割分を子ども医療に請求することは可能ですか。

A 2割分を岩出市子ども医療に請求できるのは、平成29年8月診療分からとなりますので、それ以前の分を請求することはできません（返戻になりますのでご注意ください）。

Q 患者さんに1割分をもらっていましたが1か月トータルすると高額療養費に該当しているかもしれない点数になりました。この場合2割分を子ども医療に請求することは可能ですか。

A 負担限度額適用認定証の提示があり明らかに高額療養費に該当している場合、また提示がなくても保険点数が26,700点を超過しているレセプトで子ども医療に請求があった場合は、高額療養費が発生しているものとして返戻させていただきますのでご注意ください。

Q レセプトの負担金額の記載は「円単位」ということは、点数が「301点」の場合は、

負担金額欄は「301 円」と記載するということですか。

A 窓口での受領額は300円ですが、レセプトには301円と記載してください。なお、1円単位で記載されていない場合は返戻になりますのでご注意ください。

Q 小児慢性特定疾患など他公費の対象者の子どもさんの場合、岩出市小中学生通院子ども医療と併用しての請求は可能ですか？

A 他公費優先となり、岩出市小中学生通院子ども医療と併用して請求することはできません（この場合、レセプトは返戻になりますのでご注意ください）。なお、対象者には、従来どおり償還払いで対応いたします。

Q 当面岩出市内で現物給付開始ということですが、岩出市外の医療機関等も現物給付の取扱医療機関等となることはできますか。

A 取り扱っていただくことができます。取り扱っていただける場合は、お手数ですが岩出市保険年金課にご連絡いただきますようお願いいたします。